

平成29年度第6回 小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成29年11月8日（水）
午前10時00分～午前11時50分
- 2 場 所：浮舟文化会館 研修室

・小高区地域協議会委員数：15人、当日出席委員：9人（欠席委員6人）

【出席委員名】

山澤 征 会長、 玉川 敬 副会長、 林 勝典 委員、
田中 由里子 委員、 半杭 一成 委員、 石川 清治 委員、
白髭 幸雄 委員、 小林 友子 委員、 杉 重典 委員

【説明職員等】

小高区役所長	紺野 昌良
小高区地域振興課課長	根本 剛実
同課振興係長	門馬 修一
同課振興係主事	相良 晃平（書記）
教育委員会文化財課文化財係長	川田 強
建設部都市計画課都市計画係長	長谷川 秀司
同課都市計画係主査	五十嵐 竜也
市民生活部生活環境課	山田 一栄
同課衛生施設係長兼刈-池ノ-所長	遠藤 哲生
総合病院事務部長	石川 浩一
総合病院事務課事務次長兼事務課長	岡田 淳一
同課総務係長	相良 毅
小高病院事務部長	西谷地 勝利
小高病院事務課総務係	高野 真至

1 . 開 会

事務局

こんにちは。本日の欠席委員は、橘 委員、佐藤 委員、水谷 委員、西山委員、只野 委員、小牛田 委員です。

委員 15 人中、本日 9 人の出席ということで、過半数を超えておりますので、協議書 10 (2) により、本日の会議は成立しております。

それでは、只今から第 6 回小高区地域協議会を始めます。

最初に、山澤会長からご挨拶をお願いいたします。

2 . 会長挨拶

(山澤会長あいさつ)

事務局

次に、議事に移ります。協議書 10 (1) により、会議の進行は、会長が行うこととなります。山澤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

3 . 議事

(1) 会議録署名人の指名

会長

はじめに、『会議録署名人の選出』を議題といたします。

会議録署名人は、名簿順で石川 委員、杉 委員の二名にお願いします。

(2) 報告事項

南相馬市歴史文化基本構想のパブリックコメントについて

会長

次に、報告事項 『南相馬市歴史文化基本構想のパブリックコメントについて』を議題といたします。

担当課の説明をお願いします。

(担当課：教育委員会文化財課 資料により説明)

会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

小林委員

耳谷の天野邸を、文化財として保存するという構想はないのか。

教育委員会文化財課

天野家住宅については、所有者と協議を重ねているが、状況としては厳しいと思う。天野家規模の家屋を直すとなると、費用が億単位になるので、行政としては手を出し難い。

登録文化財になると税制面の軽減措置や修理補助などが国から下りることがあるので、そのような支援内容の話をしている。

できるだけ歴史ある古い建物を残せるような支援をしていく。

杉委員

小高には歴史的な施設などが数多くあるが、どこに何があるというのが分からない。例えば看板などが不足していると思うので、そういったところから計画する必要があると思う。

教育委員会文化財課

市民検討会を開催した中でも、看板がないという意見を多数頂いた。

そのような意見を踏まえて、重点的な取り組みとして計画に盛り込んでいる。

文化財行政だけでなく、市民の意見を踏まえて看板作りやルート作りに取り組みたいと考えている。

林委員

以前の検討委員会が出たと思うが、各行政区に埋もれている文化財を発掘していくようなアクションは起こしているのか。

教育委員会文化財課

今回の歴史文化基本構想は文化財として未指定のもの、市民が大事に思っているものもある程度、保存・活用していこうという内容になっている。

指定していないと金銭面の支援は難しい部分があるが、周知や案内パンフレットを作るなどは進められるかと思っている。

会長

その他、何かございませんか。

(『なし』の声あり。)

会長

それでは、報告事項 については終了とします。

南相馬市都市計画マスタープランに係るパブリックコメントについて

会長

次に、報告事項 『南相馬市都市計画マスタープランに係るパブリックコメントについて』を議題といたします。

担当課の説明をお願いします。

(担当課：建設部都市計画課 資料により説明)

会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

林委員

小高地区全体の復興、工業団地や産業育成を考えたときに、高速からのアクセスは絶対的に必要になる。IC設置は重点的にやっていくという方針でやって欲しいと思う。

建設部都市計画課

小高のインター、それに対応するアクセス道路については重要な案件として記載しており、県と協議を進めている。

会長

その他、何かございませんか。

(『なし』の声あり。)

会長

それでは、報告事項 については終了とします。

(3) 諮問事項

有害鳥獣焼却施設整備事業について

会長

次に、諮問事項 『有害鳥獣焼却施設整備事業について』を議題といたします。

担当課の説明に入ります前に、小高区役所長から市長諮問書の提出があります。

(小高区役所長 諮問書読み上げ、会長へ手渡し)

会長

担当課の説明をお願いします。

(担当課：市民生活部生活環境課 資料により説明)

会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

白髭委員

一つ目に飛灰の管理について、バグフィルターでは、完全に捕集できない。当初は90%と言っていたが、実際は70%くらい。原発でも使っている、HEPA フィルターを最終的に使わないと、飛灰を完全にキャッチできないのではないかと。ただ、HEPA フィルターはすぐ目詰まりするので、メンテナンスや費用の面で大変かもしれないが、それを是非検討してもらいたい。

二つ目は、定期的に飛灰の濃度測定をして、そのデータをホームページなどで構わないので情報公開して欲しい。

それに関連して、フィルターの交換作業、焼却炉の清掃作業が絶対に必要になってくるので、清掃する業者の健康、被爆のことも考え、健康診断を義務付ける。それから、必ずスクリーニングをやるような体制を作ってもらいたい。スクリーニングの結果をデータで残していく体制をとっていただかないと、内部被ばくの可能性もあるので、そういうことを考慮していただきたい。

市民生活部生活環境課

今回の施設については、HEPA フィルターは想定していなかった。排ガス、飛灰、焼却灰のモニタリングを定期的を実施することで万全を期していきたいと考えており、この内容でランニングコストを計上している。また、モニタリング結果についても、ホームページ上で公表していきたいと考えている。

健康被害については、放射性物質を取り扱うので、万全を期してやっていきたいと考えている。

林委員

設置に関して、地元行政区、隣接行政区への説明を行って反対の意見はなかったということだが、地元行政区、隣接行政区を含めての合意書は全

てとったのか。

市民生活部生活環境課

説明会については、地元も含めて隣接する大甕地区、小高の塚原、大井で実施した。既存の相馬の焼却施設へ見学に行っていたりしながら、安全性についてはご理解いただいている。

今後は環境調査委員会を設置予定しており、その中でも同意を得ながら、必要であれば安全協定などを検討していきたいと思う。

林委員

イノシシの放射線量のデータが平成28年からしかないが、平成25、26年くらいから捕獲しているはず。当初は放射能の量が万単位で出ていて、今回その物を焼却するということで、焼却灰はかなりの高濃度廃棄物になるのではないかと懸念される。その辺はどのように考えているのか。

市民生活部生活環境課

資料に記載している放射線量については、資料作成時の直近の値。ご指摘の通り、かなり高いものが在るのも事実。今回整備する施設については、新たに捕獲したもののみを焼却するということで、埋設したものについては別途処理を考える。

林委員

埋設しておくことによって流出等が懸念されると言いつつ、以前捕獲したものは対象にしないというのは変な話。そのままで本当に大丈夫なのか懸念が残る。どう処理するのかを明確に回答して欲しい。

市民生活部生活環境課

この施設については、これから捕獲されたものを焼却する目的で作る。現時点で埋設されているものの処理については環境省と協議しており、国に責任を持って処分するよう申し入れている。いつになるかは言及できないが、間違いなく国でやってもらう、ということで市としては要望している。

林委員

埋設して5年以上経過しているため、場合によっては回収不可能な状況になるかもしれない。そうなったときに、やはり流出などが懸念されるので、そうならないようお願いしたい。

市民生活部生活環境課

そのあたりも国との協議の中で話が出ている。試験的に掘ってどういう状況かを見てもらう等、状況を逐次報告させていただき、早期に処理してもらうよう、情報を共有しながらやっていきたいと思う。

会長

その他、何かございませんか。

(『なし』の声あり。)

会長

なければ、答申のまとめに入ります。

原案どおり、妥当と判断することに異議はありませんか？

(『異議なし』の声あり。)

会長

では原案のとおり妥当といたします。

(会長 答申書読み上げ、小高区役所長へ手渡し)

南相馬市病院事業の再編について

会長

次に、諮問事項 『南相馬市病院事業の設置等に関する条例の改正について』を議題といたします。

担当課の説明に入ります前に、小高区役所長から市長諮問書の提出があります。

(小高区役所長 諮問書読み上げ、会長へ手渡し)

会長

担当課の説明をお願いします。

(担当課：総合病院事務課 資料により説明)

会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

石川委員

小高の病院は内科と外科ということだが、外科はリハビリテーションまではやるが、レントゲン等については無いということか。

総合病院事務課

内科、外科を中心としながら、小高区の皆さんの医療ニーズに合わせた形で、診療科の増設等検討していきたいと考えている。

石川委員

レントゲン等の機械的な設備は設置するのか。

小高病院事務部長

レントゲン設備に関して申し上げますと、新たな診療所の改築後には必ず設置する方向になると思う。その他の医療設備については、市内の医療機関の先生方とどういう役割を担うか、その部分も協議した上で進めていきたいと考えている。

石川委員

一次診療で、骨折しているかどうかを判断するなど、そういうのは必要になってくると思う。受け入れ態勢はどうなるのか。

小高病院事務部長

誰の目から見ても、診療所の一次診療のレベルでは対応できないとなった場合には、迅速に総合病院へ搬送することになる。その他の部分ではっきりと判らない状態のときには、一次的な診療所としての役割を十分果たし、専門的な治療に繋げる必要があるかそこで判断する。判断の結果、治療が必要であれば円滑な連携をしてスムーズに患者が治療を受けられるように整えていきたいと考えている。

林委員

総合病院の附属診療所としてやるということだが、小高と原町で同じ診療科で診察した場合に初診料はどうなるのか。小高と総合病院それぞれで支払うのか。

総合病院事務課

初診料に関しては、それぞれの病院で支払いが発生する。

林委員

初診料が二重に掛かるようでは附属病院の扱いではないように感じる。法律で両方で取るということになっているのであれば話は別だが、その辺はどうなのか。

総合病院事務課

ご指摘の通り医療法で決まっている。診療科が変われば初診料が発生す

ることと同じ考え方となっている。

林委員

いくら附属と言っても病院は変わるから初診料は掛かるということか。

総合病院事務課

はい。ただし特例として、附属診療所で内科の先生が診て、総合病院でも同じ先生が診た場合は、初診料は掛からないという例はある。

林委員

もう一点は、小高病院に対して東電から賠償金が入ったと思うが、その使い道はどのように計画されているのか。

総合病院事務課

賠償金については、財物関係と、減収に相当する額ということで15億円弱いただいている。その使い道については、小高の公的な医療機関、或いは小高の地域医療に関する経費に優先して充当することで考えている。まずは新たな診療所を建築する経費に充当することを考えている。

林委員

先ほどのレントゲン設備や技師を確保できる程の資金量だと思うので、間違いなくやって欲しいと思う。よろしくお願いしたい。

石川委員

診療所の先生というのは、固定されているわけではなく、日によって変わるのか。

総合病院事務課

現状のとおり、固定の先生がいて、あとは応援体制ということで、曜日によって応援の先生が来ることになる。ただし、今後、医局が一本化になれば、先ほど申し上げたとおり小高の皆さんの医療ニーズに合わせた形で、診療科の増設は可能になってくると考えている。

総合病院事務課

補足すれば医療法で常勤の先生は置かなくてはいけないので、固定された先生は必ずいる。その上で流動的な先生も来るというイメージ。

林委員

医療スタッフが足りないというのは、医者は満足しているが、それ以外のスタッフがいないということ。

総合病院事務課

現在、医師は29名程おり、実際働けるのが25人。総合病院では、外科についてはある程度スタッフが揃っていると思っているが、内科については不足しているという認識。その他の医療スタッフ、看護師については、震災前と同じくらいに戻っている。今すこし足りないのが薬剤師。総合病院の医療スタッフについてはほぼ、充実していると思っている。

林委員

薬剤師というのは、入院患者に対して調合するような役割をする方が足りないということか。

総合病院事務課

おっしゃる通り、あとは病棟に行つての入院患者への指導等の役割を担っているスタッフが若干足りない状況。

杉委員

先ほどの、小高で診療を受け、更に原町で受けると初診料が二重にかかるという話に戻るのだが、交通手段のない方は、更に交通費がかかるので、かなりの負担になると思う。何か良い方法はないのか。

また、初診料が二重にかかることは避けられないのであれば、ほとんどの方はこのことを知らないと思うので、周知徹底して欲しいと思う。

総合病院事務課

今でも公共交通ということで、ジャンボタクシー等あるが、やはり医療時間やルートなど使いづらいという声もあるので、そういうケースが多い場合、意見を元にしながら交通手段の確保について担当課と相談するなり、独自の確保も検討していきたい。

会長

その他、何かございませんか。

(『なし』の声あり。)

会長

なければ、答申のまとめに入ります。

皆さん意見があるようなので、附帯意見があるという形で妥当と判断することに異議はありませんか？

(異議なし)

会長

では、付する意見は会長預かりとさせていただきます、後日、委員の皆様へお知らせいたします。

林委員

地域医療の在り方検討委員会の議事録を出せないか。

総合病院事務部長

担当が健康づくり課になる。そちらの意見を聞かなくてはならないが、基本的には公開可能だと思う。それについては後程、地域振興課を通じて回答する。

林委員

よろしくをお願いします。

総合病院事務部長

在り方検討委員会の件だが、その前段に小高区出身の診療所の先生方との意見交換会を実施し、それを受けて改革プランを策定した。ただ単に、在り方検討委員会だけではないというのを理解して頂ければと思う。

小高復興アクションプランの策定について

会長

次に、諮問事項 『小高復興アクションプランの策定について』を議題といたします。

担当課の説明に入ります前に、小高区役所長から市長諮問書の提出があります。

(小高区役所長 諮問書読み上げ、会長へ手渡し)

会長

担当課の説明をお願いします。

(担当課：小高区地域振興課 資料により説明)

会長

それでは、ただいまの説明について質問があれば、お願いいたします。

林委員

今後こういうことを進めていく上で、コミュニケーションの場というのが必要になってくると思う。解除前に円卓会議というのをやってきて、解除後も3か月おきくらいにやろうという話だったが、1回しかやっていな

いと記憶している。帰還した住民が、何に困っているか伝わらないということもあるので、改めて円卓会議の開催を国、県に要求して綿密な打ち合わせをして欲しい。

小高区役所長

分かりました。

会長

その他、何かございませんか。

(『なし』の声あり。)

会長

なければ、答申のまとめに入ります。

原案どおり、妥当と判断することに異議はありませんか？

(異議なし)

会長

では原案のとおり妥当といたします。

(会長 答申書読み上げ、小高区役所長へ手渡し)

(4) その他

次回日程について

会長

次に、その他に入ります。

最初に、「次回日程について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局(相良)

次回の日程についてのご連絡です。

12月は未実施月となっておりますので、次回は1月に実施する予定です。今の段階ですが、第四週くらいで調整したいと思っておりますが、問題ないでしょうか。

ないようですので、第四週で調整して委員の皆様にご連絡するというごことに対応したいと思います。

その他

会長

私から一点。防災無線が聞きづらい、入らないといった苦情が入る。

小高区地域振興課

屋外のスピーカーと、屋内の防災ラジオどちらか。

会長

防災ラジオ。場所によっては全然入らないので、点検をお願いしたい。

小高区地域振興課

最低限、家の中で聞こえないといけないので、対応方法を確認します。

会長

対応をお願いします。

4 . 閉 会 （午前 1 1 時 5 0 分）

事務局

それでは、以上をもちまして、平成 2 9 年度第 6 回小高区地域協議会会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。